不当な請求には断固たる姿勢で!

ある日突然、オーナー様の大切な入居者の皆様に下記のようなダイレク トメールが送られてきたら、どうなさいますか?

(株) ○○○ネット 債権回収事務局

前略、先日発送しました債権譲渡通知書はすでにご覧いただけたものと存じます。 同通知書でも詳細しました通り、当社はインターネット・コンテンツ事業者様から、 利用料金等の徴収委託をされている者です。

~ ~ ~ ~ ~ (省略) ~ ~ ~ ~ ~

弊社が債権譲受した貴殿の債務について、何度か連絡しましたが、あなたからの 入金が確認できません。弊社顧問法律事務所とも協議の結果、次の通り最終和解案 (債務減額措置、免責)を決定いたしましたので、再度通知いたします。

[最終入金期限]	平成15年〇〇月〇〇日	[入金額]	¥	50,	0 0 0
	午後2時	(内訳)			

 二ンテンツ利用料
 ¥50,000

 振込 先]
 東京支店
 延滞利息
 ¥2,500

 普通口座
 1234567
 督促費用
 ¥10,000

 合計
 ¥ 50,000

今回、万一入金が確認できなかった場合、当社関連会社の調査部門が自宅・勤務先をアドレスから調査し、回収専門員が直接、徴収に伺う事になります。なお、今から問い合わせを頂いても、一切お答えいたしません。解決したいとお考えなら、至急入金お願いします。 今回入金いただけなかった場合、断固たる処置をほどこしますのでその際は宜しくお願いします。また、回収に行った場合、交通費、宿泊費、回収手数料(金5万円)を上記金額に上乗せします。これ以上の遅れは1日たりとも絶対に猶予しませんので、何卒宜しくお願いします。

[担当者・緊急直通電話番号] 090-〇〇〇-〇〇〇〇

これは、ある物件のオーナー様より頂いた実際に入居者宛に送られてきた不当請求文書の(例)です。以前からあった訪問販売に加え、最近では上記のような内容の電子メールやダイレクトメール等による身に覚えのない「不当請求」のトラブルが増加傾向にあり、オーナー様や各入居者の頭を悩ませています。さて、それではこれらにどのように対処すればよいのでしょうか?

- ◆ 身に覚えのない場合(架空請求)や無料分だけの利用、利用していないもの は当然支払う必要はありません。
 - → 不安になったり、関わりたくないと思い一度支払ってしまうと、また新た な請求を受ける可能性があります。
- ◆ 有料情報番組等を利用したことがあっても、有料番組提供会社からの債権譲渡通知を受けなければ債権回収業者へは利用料金を支払う必要はありません。
- ◆ 債権回収業者に電話やファックス、メールなどを行うことは、現在知られている情報以外の個人情報 [電話番号、勤務先、親族等] を新たに知られる可能性がありさらなる請求も予想されるため絶対に避けてください。→不用意な連絡は厳禁です。
- ◆ 今後、業者から連絡があったら、「利用していないので支払わない」とはっきり 伝えましょう。念のため請求の書類は保管しておくほうが良いでしょう。手紙 等が届いたら、受け取り拒否をするのも一つの方法です。
- ◆ 請求が何度にも渡る場合や押しかけ等の不当な取立て行為があった場合、そして脅かしや悪質な請求(お悔やみ電報等)を受けた場合及びトラブルになりそうな場合は、すぐにオーナー様(管理会社)に連絡してもらうか、地元の警察や消費生活ご相談ダイヤル(075-256-0800)等に相談するようにしてもらう。

以上

今後ますます巧妙化かつ悪質化していくこれらの知能犯的な犯罪からわれわれの大切な入居者を守るためにも、常日頃の呼びかけ(掲示板等)はもちろんのこと、セキュリティー面への配慮や入居者とのコミュニケーションを大切にし、入居者の皆様が安心して生活できる住みよい環境保持に努めていきましょう。